

すみだ福祉サービス 権利擁護センター



すみだ福祉サービス
権利擁護センターに
ご相談ください！

相談専用電話 フクシのワ ☎ 5655-2940

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

すみだ福祉サービス権利擁護センターでは、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、次にお気軽にご相談

■福祉なんでも相談 【相談無料】

対象：どなたでもご相談ください。

福祉サービスを利用しようとする方への情報提供など、福祉のことならどんなことでも相談に応じます。「福祉サービスを利用したいけれど、利用の仕方がよくわからない。」など、お困りの方はご相談ください。



福祉サービスを利用したいけれど、利用の仕方がよくわからない。



困ったことが起きた。法律のことで相談したい。

■弁護士による法律相談 【要予約／相談無料】

毎月第3木曜日 午後1時半～4時半

●判断能力が不十分な方への権利擁護相談

対象：認知性高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力の不十分な方とその関係者

「よくわからないうちに高価な品物を買わされた。」などお困りの方はご相談ください。

●福祉サービスの苦情相談

対象：福祉サービス利用者とその関係者で、法律的な助言が必要な方

「施設だけがをさせられたので法律的な助言がほしい。」など、お困りの方はご相談ください。

●親族後見人からの相談

対象：成年被後見人等の親族後見人とその関係者

*申込み多数の場合は調整させていただきます。

*緊急の場合は、随時ご相談ください。

■福祉サービス利用援助 (地域福祉権利擁護事業) 【有料サービス】

対象：認知性高齢者や要介護・要支援の高齢者、および障害者の方

福祉サービスを利用する際に、利用契約やケアプラン作成の場に立ち会い、事業者と対等な関係で手続きができるようお手伝いします。「福祉サービスを利用したいけれど、事業者との契約の方法がわからない。」「ケアプランをつくる時に、だれか立ち会ってほしい。」など、お困りの方はご相談ください。

* 相談は無料ですが、実際にこのサービスを利用するには料金がかかります。料金は利用するサービス内容によって異なります。くわしくはお問い合わせください。



福祉サービスを利用したい。事業者との契約を手伝って。

高齢者や障害者をはじめとする住民のみなさんが、
のようなお手伝いを総合的・一体的に行っています。
談ください。

■財産保全サービス 【有料サービス】

対象：ひとり暮らしなどの高齢者や、自分で財産
を管理することが困難な障害者の方

財産の保管などに不安を感じている方に代わって、財
産の保全を行います。

「ひとり暮らしなので、家の中に定期預金証書や銀行
印を置いておくのが不安。」「実印や遺言書をだれか
預かってほしい。」など、お困りの方はご相談ください。

*相談は無料ですが、実際にこのサービスを利用するには料
金がかかります。
年4,000円

誰か財産管理を
手伝って
くれないかな。



成年後見制度って
私にも
利用できるの？



成年後見制度利用支援 【相談無料】

対象：どなたでもご相談ください。

認知性高齢者や知的障害者、精神障害者など判断
能力の不十分な方は、不動産売買などの財産管理
ができなかったり、高額な品物をだまされて買わさ
れたりするなどの危険がともないます。このような
方を援助する仕組みが民法で定められた「成年後
見制度」です。センターでは、このような方が安全
に生活できるよう、成年後見制度の利用相談や、後
見等を引き受けてくれる団体の紹介を行います。
「ボケが始まったらどうしよう。不安でしょうがな
い。」「子供に知的障害があって、親亡き後のこ
とが心配。」など、お困りの方はご相談ください。

*以前の禁治産制度と違って、とても利用しやすくなりま
した。

*左ページの「弁護士による法律相談」も併せてご利用く
ださい。

■福祉サービスに関する苦情受付 【相談無料】

対象：福祉サービス利用者とその関係者

現在受けている福祉サービスの苦情や不満は、まずサービスを提供してい
る事業者に出ることが原則ですが、「苦情をどうやって申出るかわから
ない。」「苦情を事業者が取合ってくれない。」など、お困りの方はご相談
ください。相談員が解決に向けての助言等を行います。また、必要に応じて、
弁護士や医師などの専門家による『すみだ福祉サービス苦情調整委員
会』により、苦情解決へ向けて事業者との調整を行います。

*介護保険についての苦情も受け付けますが、解決に向けての調整は、国民健康保険
団体連合会や墨田区役所介護保険課が行うことになります。

苦情って、
どうやって
申出ればいいのか？



